

令和7年第16回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和7年7月25日（金）午前 9時30分開会

議 場

委 員 長 根 本 謙 一 君

副委員長 星 次 君

○出席委員（8名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君 7 番 小 島 裕 子 君

2 番 小 柴 葉 月 君 8 番 星 次 君

3 番 荒 川 佳 一 君 11 番 鈴 木 繁 明 君

5 番 長 嶺 一 也 君 15 番 根 本 謙 一 君

（16番 大 竹 惣 君 オブザーバーとして出席）

○欠席委員（2名）

4 番 山 内 豪 君 12 番 横 山 知 世 志 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長 川 田 佑 子 君

事 務 局 次 長
兼 総 務 係 長 小 林 一 成 君

主 任 主 査 渡 邊 純 子 君

開 会 （午前 9時31分）

○副委員長（星 次君） おはようございます。昨日は本当に暑い中ご苦労さまでした。議長の挨拶にもありましたが、暑い中で熱い研修を受けたということで、それぞれ皆さん印象に残ったのではないかなというふうに推察申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから議会改革推進特別委員会第16回の会議を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（川田佑子君） では次に、委員長挨拶、お願いいたします。

○委員長（根本謙一君） 改めて、おはようございます。早い時間にご出席を賜り、ありがとうございます。連日の猛暑です。酷暑という言い方がありますがけれども、本当にお疲れのことだと思いますけれども、本日の特別委員会、第16回になるわけですがけれども、2か月ぶりの開催になります。その間何をしていたのだということになりますけれども、皆さんご存じのように、6月会議があり、それから町民との意見交換会、それから高校生との話し合い、そして行政視察と目まぐるしく行事をこなしてこなければならなかったこの2か月でありましたけれども、本日の16回目は高沖先生のご講評をいただいたことについて、改めて1項1項皆さんと再確認あるいは修正する必要があるならばするようにしっかり整理をしてまいりたいと思います。資料等は皆さんのお手元に配られておるかと思います。願わくば今日その整理を終えて、次の17回で案を決定して議長に報告するという形を取らせていただければなというふうに考えておりますので、本日の限られた時間でありますけれども、皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（川田佑子君） では、案件に入ります。

委員長進行でお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） では、早速です。案件に入ります。

まず、1番目ですがけれども、高沖秀宣先生の講評を受けての検討についてということで、資料1を御覧になってください。正副委員長並びに事務局のご協力をいただきまして、このように整理を課題として上げておきました。その点、皆様も何かメモ書き等お持ちかもしれませんが、不足な点もあるかもしれません。それも含めて皆さんから有意義な議論、闊達な議論を進めさせていただければありがたいというふうに思っておりますので、早速各条から確認、整理をしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

まず、第4条の部分です。町民参加及び町民との連携のところで、通年議会について条項を設けてはどうか、根拠を規定して盛り込むべきではないかという講評であったかと思います。このことについて、我々としての素案としては、第1条、それから第2条と続いたところで、第2条の第6号に追加文言を入れました。赤字になっていたかと思いますけれども、「及び会津美里町議会通年議会実施要綱を継続的に見直すこと」というふうに文言を修正した経緯がございます。こういうふうに我々の結論としては出したのですが、先生の講評としては別に根拠規定を、条項を設けてはどうかと

いう意見だったわけですが、このことについて再度皆さんのご意見をいただきたいと思います。
いかがでしょうか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 通年議会につきましては、当初私は条項に盛り込むべきということだったのですけれども、本委員会の中で結構やり取りがあって、第2条第6号に太字で書いてある内容を盛り込めばいいだろうというような結論に立ったものですから、高沖先生は盛り込むべきって言っているのですけれども、このままでいいのかなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私も今長嶺委員のことについて賛成です。会津美里町議会は通年議会ということで、要綱を継続的にということで一文入れてあるので、私についてはそれでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかがございませんか。できれば全員からご意見をいただいて、確認取らせていただきたい。意見述べないのがこのままでいいということであるから、述べなくていいのではないかと思っているかもしれませんが、できれば全員でそれぞれこのままでいい、あるいは少し修正すべきではないか、あるいは条項を設けるべきではないか、いずれのご意見出していただきたい。そのほうが整理しやすいということで、お願いできればと思います。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） このままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7番（小島裕子君） 私もこのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 星副委員長。

○8番（星 次君） 私も皆さん同様、いろいろ審議した結果、原案のとおりということでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、お願いします。

○1番（櫻井幹夫君） この件について今まで十分に話し合いをした結果なので、改めて見直す必要は全くないと思います。

○委員長（根本謙一君） 最後になりますけれども、小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 問題はないと思います、このままで。結局書き方を変えるだけで、やりたいことというか、例えば今通年議会私たちやっているけれども、その始まりの挨拶を年に1回にするか、年に2回にするかとか、そういう細かいことを整理していかなければいけないよね、書き方はうちはこうしようねって言うっているだけで、多分やりたいことは変わらない。高沖先生が言うていることと私たちのやりたいことは変わらないのだけれども、書き方をどうしようかって言うっているだけだと思うので、別にこれで問題ないと思います。ただ、やることはやらないといけないと思うので、

引継ぎなり、今回私たちの段階で処理するなりというのをしなければいけないと思うので、そこが一番重要だと思います。書き方よりもどうやるのかというところが一番重要だと思うので、書き方は問題ないと思います。

○委員長（根本謙一君） 私の理解は、先生のご指摘にあるように、この要綱をここに入れたから、それでいいというのではなくて、やり方をこの要綱でしっかり明らかにしているから、いいのではないかということではなくて、しっかり根拠条項を設けるべきではないかと。この結論出す前に2つの例出したではないですか。我々が最終的に決定した書き方と、それから新たに別建てで条項を設けた、2通りあったではないですか。先生の言わんとするところは、新たな条項を設けることでしっかり根拠規定として整理してはどうかということだというふうに私は理解しました。いずれにしても、小柴委員の言うことも一理ありますし、それから全員が我々議論してこのように素案をつくったわけで、このままでいいという意見がほとんどだったので、改めてここで考え直す必要はないかなというふうに思った次第です。

結論としては、この素案のままでいいということで結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定をいたします。

では、次に参ります。第4条のところで、町民参加及び町民との連携で政策サポーター制度が機能していないのであれば、どうしたら機能するか実践して活用すべきであると。ほかの議会には少ない規定であるということの講評でありました。素案づくりの際に私のほうから少し述べたかなというふうに記憶しておりますけれども、この政策サポーター制度は、長野県の飯綱町議会を参考にして取り入れた制度でございます。町民と議員が一緒になって、町の課題を各常任委員会の所管別にテーマをつくって、1年間あるいは1年半ぐらいかけて政策化して町民の関心を喚起する、それから議会に興味あるいは関心を持ってもらって理解を深めていただく、そういうことを目的にして取り組んだ制度です。議員の成り手がいないという現実の中で、これも一つの仕掛けとして有効に機能させている先進事例を参考にして、美里町でもぜひやりたいねということで、基本条例の中に取り込んだものでございます。要綱もできておりますから、これを機能させ、実践するように先生はしっかり頑張ってほしいという後押しの講評だったかと思います。これは修正するかしないかでなくて、このことは皆さんと認識を共有できればいいのかなというふうに思っておりますけれども、改めて何かご意見あれば。あるいは、私が今るる述べさせていただいた、十分な説明ではありませんけれども、そういうことでいいのではないかというような認識を共有していただければいいかなというふうに思っております。また何かご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

星委員。

○8番（星 次君） 今委員長がお話ししたとおり、高沖先生からも政策サポーター要綱もあるし、

ただここに載せている部分でやっぱり機能や在り方、もう少しこれを生かすには研究したらいいのではないかというふうなお話しされたので、条文としてはこのままいじらないで、今後機能や在り方を研究して実践していくというふうな方向づけでよろしいのではないかというふうに考えます。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございます。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君）　私も、今副委員長おっしゃったとおり、今後の在り方の研究をすべきと思っております。というのは、当然予算も絡んでくるし、設置要綱なんかも決めなくてはいけない、設置要綱つくって、予算化して、実践というような形になるかと思うのですけれども、その辺やっぱり十分に研究していかないと機能しないのかなということなので、星副委員長が言ったとおり、と同じ考えです。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございました。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君）　私は、最後の末尾のことなのですけれども、設置することができるということではなくて、積極的にするのであれば設置するということで、その後については削除することも必要なのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　設置するとなると、常して設置する必要がある。先ほど例を出しました飯綱町議会では、毎年ではありません、これは。必要に応じて、これは町民と一緒に考える必要があるねということでの設置ですので、設置することができるということにおいて、いつでもやりますよということになってしまう。設置するとなると、必ず毎年毎年設置しておかなければならないということになりますから、ちょっと意味合いが違ってくるということで理解していただければ分かりやすいかなというふうに思います。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君）　そうすると、窓口だけ設置するということで、設置しておいてからということではなくて、その項目に応じて設置することができるということにしたほうが動きやすいと言うとあれでしょうけれども、対応しやすいということになりますか。それとも、最初から設置しておいてから、そういう案件が来たときにそこで皆さんと話し合いをするということにはならないのですか。

○委員長（根本謙一君）　設置要綱を見てもらえばその辺は分かりやすくなっているとは思いますが、設置要綱見てください。174ページ、目的として、第1条に町民と会津美里町議会との協働により町勢発展の政策提言に取り組み、新しい知恵と創意を結集してまちづくりのための政策立案を目的として、会津美里町議会政策サポーター会議を設置するというふうになっております。委員の人数も決めていないというふうにしております。当然20人以内となっておりますので、先ほど長嶺委員が言

われた予算化も必要になってくるということになりますから、毎年毎年つくるという話ではなくて、必要に応じて次年度はこういうことで政策サポーター会議を設置して取り組みましょうというようなことにしていかなないとこの制度は機能しないということだと思います。サポーター会議は分科会を設けることができるということになっております。分科会というのは、先ほど言った常任委員会ごとに分けるというのが一番分かりやすいかなというふうに思っております。結構な人数を選任して、より住民の意見、声を吸い上げる、それを議員と一緒にやって政策化するということですので、結構労力、エネルギーの要る取組になります。荒川委員が言われたところの部分で、そこまでいろいろ考えなければならぬことではないのかなというふうに思いますけれども。ですから、この規定、根拠規定とこの要綱でしっかり機能はさせられるというふうに理解していいのではないかなというふうに思いますけれども、再度何かありましたら。

○3番（荒川佳一君）　そうしますと、新たなものが、例えば問題が起きたときには、そういう形で設置するということでよろしいですか。

○委員長（根本謙一君）　設置することができます。

○3番（荒川佳一君）　できるということですね。分かりました。理解しました。

○11番（鈴木繁明君）　必要であればまちづくりのための政策立案を目的として政策サポーター会議を設置することができるというふうになっておりますので、これはこのままでいいと思いますけれども。

○委員長（根本謙一君）　小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君）　今後の在り方を研究をしていけばいいと思いますって皆さん言うと思うのですが、これそもそもみんなでこれ残そうとなったときに、条文に入れるかどうかという議論をしたときに、今使ってもいないのだから、残すのだったらちゃんと使うようにして、条文のほうに書きましよう、使わないのだったら、もうこれ自体を消してしまったほうがいいよね、でも残そうよ、では書こうねというふうになったと思うのです。だから、今後の在り方の研究をしなければいけないというのはもちろんそうなのですが、その今後の在り方の研究を実現することを実現するために私たちは今どうしなければいけないのかということを考えないと、やっぱり無責任になってしまうと思うのです。次の人たちに考えてもらえばいいかみたいな。きっとこれはちゃんと引き継がなければ、またずっとこのままあるだけの幽霊条文みたいになってしまっただけで機能しない、要するに先生が言ってくれた機能するかどうか、実践して活用すべきだよって言うことに対して、それを実現できないと思うので、ここで一番考えなければいけないのは、今後の在り方の研究をどうしていくか、私たちがこの短い時間、あと残された時間とするのか、それとも次の人たちにこういうふうに引き継ごうねなのか、そこをやっぱり明確にしないと先生が言ってくれたアドバイスというのは実現できないのかなというふうに私は思います。条文、これ今私たち決めたことに問題は一切ないと。今後の在り方の研究をとということを実現するために、ではどうすればいいということまで考えなければ無駄

になってしまうよねとは思います。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございます。今の部分はとても大事なところを言われているというふうに私は受け止めました。当然このことについては最終的な議長への報告の中にしっかり述べて、政策サポーターをしっかり機能させるように今後議会として取り組む必要があるという強い意志を申し送りの中に書き込む必要があるというふうに思っておりますので、そういうことで整理しておいていいのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（根本謙一君）　小島委員。

○7番（小島裕子君）　今委員長がおっしゃったように、文言的に盛り込んで引き継ぐという形でいいかと思えます。

○委員長（根本謙一君）　ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　では、そのようなことで整理したいと思いますが、いかがでしょうか。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　では、異議なしと認めます。しっかり議長の報告、申入れ事項に書き入りたいと思います。

では、次に参ります。第5条の緊張感の保持のところでは反問権についてです。先生の講評の中で北海道鹿追町議会では議員政策提案に対して反論を認めているということで、議員が窮地に陥るおそれがありますけれども、規定化の検討もよいのではないかということでした。各委員もお調べになられたかもしれませんが、ネットで検索するとすぐ出てきます。我々は反問という言い方で整理したのですが、反論となるとちょっと意味合いが違ってくるのだなというのがよその事例を見て感じているところです。反論となりますと、いわゆる本会議あるいは委員会の中で町長提案を質疑する中で、議会としてそれに対して修正をかけるとか、あるいは当然個人の反対意見も含めて議論になった場合に、その中身について首長あるいは課長が反論、反問ではなくて反論ですから、政策、議会提案、あるいは議員提案に対して否定する、反論という、イコール反論なのですが、そういうやり方が先進事例としては見えるのです。現実、本町議会では1度だけ反問権が使われた事例がありますけれども、あれは反問の範疇だったかなというふうに思っております。いわゆる反論ではなかったというふうに理解しているのですが、私は。そういう例も含めて、このことは一度整理しておいたほうがいいのかなというふうに思います。皆さんはどのように理解されているかも含めてご意見いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

小島委員。

○7番（小島裕子君）　反論権となると、一般質問の中でこういった効果があるのかというのがちょっと浮かんだのですが、やはり効果があって初めて使うべきものなのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 効果と言えるのは、議論が深まるということです、結局。言いつ放しではなくて議論が深まる。ああ、そういうことだったのかというふうに理解が深まり、疑問あるいは問題意識を持っていたけれども、そういうことならば理解できるねというところに行けるか、あるいはそれでもやっぱりそれは賛成するわけにいかないというところで、最終的な議員あるいは議会として採決に至るかということだと思います。とにかく議論が深まるということです。よその事例見ると感情的になるところもあるので、そういうことでは駄目ですよという申合せ基準みたいなものをつくっていいところもあります。この点はなかなか、反論、反問、議論を収れんさせるのはもう少し勉強しないといけないかなというふうに私はよその事例を読みながらも思っています。いきなり反論も入れましょうと簡単に言っている話ではないなというふうに思っています。一応反問できるというふうにはしてありますので、本町議会の基本条例で。

小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） これに関しては一般質問の中で行われることですよね。

○委員長（根本謙一君） 反問は、反問権は一般質問の中だというふうに規定していますが、反論となりますと、町長提案の質疑、その中で当然想定されてくる事案です。あまり経験、最近の我が町議会ではありませんけれども、論点整理表って出すではないですか。あまり出された経緯はありませんけれども、あれを基本条例に基づいてあの仕組みを動かし始めた頃は結構あったのです。一定程度の質疑をした後、執行部退席していただいて、議員間討議をやったのです。それでも議会としての意見集約ができなかった場合に、再度の質疑が必要だねというふうになるか、いや、でも集約はできなかったけれども、最終的には多数決で決めざるを得ないですから、議長判断で、あるいは委員長判断で議員間討議を閉じて、最終的には個人の判断で多数決採決したということが一、二度ありました。直近でこの10年ぐらいは全くありません。それで、論点整理表出ないということは、それだけ大きな問題の議案が出てこなかったということも言えなくはないのですが、よくよく考えてみれば、新鶴温泉の売却問題、あれなんかも本来ですと議員間討議を十分にやる事案でなかったかなというふうに今となっては思うところもあります。なかなか経験ないところでこの制度を理解して議論するというのは難しいところあるかなと思いますけれども、私の拙い説明でどれだけ皆さんご理解していただけるか不安なところありますけれども、そんなところで皆さん何かご意見あればいただきたいなというふうに思います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今回の条例では反問権の部分だけでいいと思います。あえて反論の部分を入れてしまいますと、なかなか奥が深くなってくるということもありますので、今回の緊張感の保持ということで、それは反問権のみにとどめておいたほうがよろしいかと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） ちょっと分からないのだけれども、反論に対しての規定化の検討ということですか、ここの部分は。反論に対しての規定化の検討ということによろしいのですか。ちょっと分からないのですけれども、お聞きしたいと思います。

○委員長（根本謙一君） 皆さんがそうだね、反論も織り込みましょうと。織り込むべきだと。そこまでしっかり議論深めるためには必要でしょうと。ただ、これも議員間討議をやった経験があまりないこの議会においては、なかなか踏み込んでいけない仕組みになるということを私ちょっと申し上げました。そういう経験のない中でいきなりこのことを条例の中に書き込むというのはちょっと今のところは無理があるかなというふうに思っておりますので、入れるか入れないかということではなくて、現段階で皆さんのご意見をいただいて整理したいということです。今後の課題として整理してもいいですし、将来的にやっぱり必要だろうというところで整理するということもあるでしょうし、それは皆さんのご意見次第で整理したいと思います。私がこうしたいというふうに言うことは控えたいと思います。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 今までのお話の中で私も反問権だけでいいのかな、反論権は入れなくてもいいのかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私は今回高沖先生のほうから反論という言葉は初めて聞いたような記憶があるのですけれども、反論につきましては、新たに見直しの手続の第23条を設けたものですから、その中で今後検討していくべき内容かなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） 私も皆さん同様、美里町は反問ということでやっているもので、実施要綱にも対案をもってということなので、対案ということで考えると、反論というのはあまり対案がなくても交互に意見交換できるというようなことなので、ここはこのとおりの反問だけでいいのではないかとというふうに考えます。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 私は反論を認めるべきだとは思いますが、時間とか回数の制限がある中でそれを繰り返してしまうとまとまらなくなってしまうので、現時点では高沖先生の意見は意見としてお聞きしておけばよろしいのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） このままでいいと思っていて、委員長言っていましたけれども、経験が少なくて議論しようがないというか、実際に執行部のほうからそういうふうな問題提起も今のところないですし、今議論はできないと思います。

○委員長（根本謙一君） 皆さんからご意見いただきました。先生のご意見はご意見として、今後の

こういう仕組みも、議論の仕方もあるのだということを認識いただけたかな、今後に生かすことも考えられるということにおいて今のところは押さえておいていいのかなというふうに思います。当然今後の議会の在り方でこういうことも仕組みやっぱり必要だねという時期が来るということもあり得ますので、そういう中で必要に応じてということになってくると思います。これは議会側がしっかり考えることですので、この点についても議長への申し送りの部分で書き加えておきたいと思います。そんなところでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異論がなければ、このように決定したいと思います。

次に参ります。第8条です。自治法の第96条第2項の議決事件について、これは先生からは議決機関として意思を決定していく責任を認識すべきであり、議会力向上のためにも増やしていくべきであると、町民生活に大きな影響のある重要案件は入れていくべきであるということで、これの問題提起された委員からも理解できたというところで、このままでよいということで、修正はかけませんでした。そういうところで皆さんで認識は共有できたと思いますので、これはこのままでいいのかなと、この第8条の部分では。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、異議なしというふうにして結論としたいと思います。

次に、第11条に参ります。災害対策委員会の設置です。要綱見直しでBCP（業務継続計画）策定を調査、検討するとしていることについて、通年議会であるから、全協で一致したらすぐに本会議を開催し、議決して町本部へ議会の意思、意見を届出すべきであるという講評でありました。直近で総務厚生常任委員会において行政視察研修が行われて、このBCPの在り方について葉山町議会へ行かれて認識を深めてこられたようです。これ今後の課題として当然時間を置かずに取り組む必要があるかなというふうに思います。現在の我が町の設置要綱を図式化したものを過去資料として皆さんのお手元に渡されたと思います。当然御覧になって分かるように仕組みが煩雑で、それから緊急時にこれだけ段取りを踏まなければならない仕組みはやはり考え直す必要があるということで問題提起された事案でありました。町ではBCP、業務継続計画をつくっております。それと整合性を図る必要がありますから、一定程度の時間を持って調査、検討をする必要があるでしょうから、これもしっかり議長への報告書の中に速やかに取り組まれることが必要だというようなことで書き加えていきたいと思っていますけれども、そのようなところで整理したいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、異議なしということで、そのようにしたいと思います。

次に、第12条に参ります。政務活動費の執行及び公開についてです。大いに活用すべきであると。十分活用されずに返還されている実態がよその事例ではあります。機能するように議員が活用してい

くこと、それから批判されるならば機能するように努力すべきである。議員の政務活動の一部に使うことから成果報告が必要であり、予算化の準備をすべきである。町長が認めないなら議会で予算をつけると言うべきである。ここまでおっしゃっていました。それから、議会が自ら積算根拠を示し、予算化して議決をすべきであると。議会として町執行部にしっかり提言をして、できるだけ成果を出して町民に届ける必要があるのではないかという講評であったと思います。再三政務活動費については条項化はされておりますが、要綱はできておりません。実際にこれを公布するようにするならば条例化もしなければなりませんので、それも一定程度時間のかかることになります。そういった点から考えますと、当然この特別委員会でそこまで段取りを取って全て整理していくというには時間がなさ過ぎる。過般申し上げてきましたように、その前段の段取り取りだけは執行部とこの特別委員会の総意として、執行部と折衝はしながら理解をいただいて、来年度の予算化に向けてしっかり踏み出せるようにしておく必要があるというふうに思っております。できれば条例文も、それから実施要綱も一応案的なものをこの委員会が設置されているうちに整えて、皆さんにも提示しておくところまではできるかなというふうに考えております。このことについてご意見いただいております。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 高沖先生もこのように実際に議員の質の向上と、それから町民に向けていろいろ政策的に執行部との論争をするにはやっぱり政務活動費が必要だということで、大いに活用すべきというふうに言っておりますので、今委員長がおっしゃるとおり、当初予算に上げるには11月末までには作成しなくてはならないということでもありますので、条例、それから要綱の作成等、案としてつくる必要があるのだなというふうに感じますので、これについても条例化は一応議決案件なので、間に合わないの、このような案としてこの委員会に示して、そして予算化を図っていくというふうな段取りでやったほうが私はよいのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。ほかございませんか。

実際に予算化するには、では政務活動費を幾らにすればいいのだということが当然、必然的に出てきます。皆さん独自に調査されているかと思いますが、例として申し上げるならば、全国的な町村レベルでの平均を言いますと、大体1万円程度です。九千九百九十何円なんていうことを出しているところもありますけれども、1万円程度というふうに思っているかなと思います。この先進、最先端のトップランナーとして走っている栗山町議会は月2万円です。1万円から2万円に上げたときに町民から相当批判が出ましたけれども、その批判をしっかり受け止めて、町民との意見交換会をこの件について何度も繰り返して、最終的には町民の分かったという理解を得て2万円にできております。ですから、年間24万円になるわけです。隣の会津若松市は3万円です。この費用を使って議員の政務活動の調査研究に使っているわけです。私が知る限りの例を言いますと、当然個人で使う政務活動費なので、個人で出かけていくのもオーケーなのですけれども、グループで、あるいは議会とし

て、議会議員の全員で政務活動費を財源として、有意義な講師あるいは学識者をお呼びして勉強会をするとか、それをやっているのが若松市です。昨日の民報新聞にも出ていましたね。一般質問の在り方、監視機能の強化ということで、法政大学の土山希美枝教授、「地方議会人」でもよく先生のレポートあるいは一般質問の仕方等、分かりやすくそれぞれ連載で出稿されておりました。そのように市レベルですと会派制もありますから、会派で勉強しに行くということもありますし、あるいは議会で政務活動費を財源として講師を呼んで、議会全体として、議員全体として勉強するという使い方もありますし、いろいろあります。当然使える範囲はおのずと決まっております。そういうのは条例と要綱にしっかり規定されていくわけですから、あともう一つ肝腎なことは、その報告は必ず出さなければならない。ホームページも公開です。領収書も1円から出す必要があるかと思います。公費を使っていくわけですので、当然至極のことなのですけども、一頃不明な使い方でひんしゅくを買って、政務活動費の第2報酬化で全くまかりならぬなんていう世論の喚起もありましたけれども、今は一定程度理解されて有意義な使い方をしているところが多くなっているかなというふうには思っているところです。

ほかご意見ありませんか。

当然これは議長を通じてこの委員会が設置されているうちに執行部としっかり協議はしていくというつもりであります。これも私の一つの大きな責任でもあるかなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように、執行部の理解をいただけるようにしっかり協議しておきたいというふうに思います。そして、新しい議会になったら即具体化、予算化できるように段取りをつけておきたいというふうに、そこまで強く私は思っております。これをやらないと1段上の議会にはなかなか行けないと思います。今のままではいけないと思っております。この使い方、有用な使い方で議会レベルを大きく飛躍させていくことになっていただければなというふうに思っております。そんなところで整理しておきたいのですが、いかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 今ほどの委員長の説明で分かりました。このままの条文でよろしいかと思います。

○委員長（根本謙一君） いかがでしょうか。私の知る限りの知識、認識を披瀝したことでの皆様のご理解はどこまで進んだか分かりませんが、当然次の議会では本格的に予算化するようにしたいというところまで私申し上げました。そこまで行けるように段取りを取っていきたいということをお願いしたので、これは重い言葉であります。皆様のご理解もいただいたというところで力強く折衝、協議をさせていただければというふうに思いますけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。異議あれば出してほしいと思います。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 異議ではありませんけれども、今まで進めてきた中で、このままでいいとい

うことでありましたので、私はこのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） では、異議がないということで整理したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

ここで、1時間になります。休憩を10分取りたいと思います。

休 憩 （午前10時28分）

再 開 （午前10時40分）

○委員長（根本謙一君） 再開いたします。

次の条項に参ります。第13条です。議会改革のところで、講評としては、議会改革推進会議に第三者を入れることができる規定は住民に門戸を開くことになるということで、これは評価いただいたと。自己評価は甘くなりやすいので、必ず第三者の評価をすべきであると。推進会議は全議員で実施すべきではないかということだったと思います。この講評をいただいて、私が質問の中で先生に伺ったことだと記憶しておりますけれども、いわゆる半分の議員、定数の半分程度の会議を持つことによって効率的、効果的に結論を出して、それを全協で丁寧に説明して共通理解をいただくということで進めていきたいなということを話しました。それから、第三者の評価を受けることについては、委員に有識者を入れることができる条文になっておりますので、必ず入れなければならないということにはなっていない点は、これはしっかり皆さんも理解しておく必要があるのかなと。ただ、先生の講評を伺う限りにおいては、常にやっぱりお一人、二人で第三者の住民の委員の関わり方が必要ではないかというふうに私は受け止めました。過般の我々の議論の中では、議員のほか有識者、住民、それからよその事例でいいますと、元職員であるとか、どういう方に入っていただくかはいろいろ考えていけばいいことなのではございますけれども、第三者の目という意味合いでは常にあったほうがいいのかというふうにも受け止めた次第です。この点については今後の運用に大きく関わってきますので、少し皆さんと議論しておいたほうがいいのかというふうに思っております。いずれにしても先生からの講評はこういうことでしたので、ほかの点についてもご意見あれば出していただきたい。いかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） ここに学識経験を有する者等ということで入っているの、これについては第三者ということで読み替えることもできますので、そういう方々を構成員として加えるという形になっていますので、これについてはこのままの文面で私はよろしいのかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

これは、この条項によって新しい議会になったら必ず設置することになりますから、本当にこれが

機能していくと、今までとは違った大きなうねりを生んでいく一つ的手段になっていくと思います。そこは皆さんと認識共有できればなというふうに思っています。ですから、有効にこれを活用していかなければならないということで、当然新しい議会での議長のリーダーシップも問われていくことになります。ただ、議員お一人お一人が、特に特別委員会でこれだけ議論をし合った委員の皆さんがその認識を深く持っていられることが一番肝要かなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。ご意見あれば伺いたいです。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私もここに学識経験者ということで荒川委員が言ったとおりに入っていますので、第13条はこのままでよろしいかなというふうに考えます。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 私も、今まで皆さん言われたように、このままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかの委員の方も異論はないかとは思いますが、再確認の意味でご意見ありませんかということで伺っております。なければこのままでいいのだと。ただ、押さえておかなければならないのは、有識者等を委員にすることができるということは、しなくてもいいということにも言い換えることができますから。ただ、今のような議論の中で考えれば、やっぱりいつもお一人は入っていただいたほうがいいのかないかなというところは感じております。これは新しい議会で決めることになりますけれども、そのようなことで整理しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定したいと思います。

では、次に参ります。第15条です。議会事務局の体制整備についてです。講評としては、監査は議会事務局職員と立場が違うと。議会事務局職員は、監査事務局職員を本来は兼ねるべきではなく、議会サポートに専念すべきである。議会は議決機関であるから、独立すべきで、議長に人事権があり、問題意識を持って改めていくべきであるということでした。至極もつともなことを言われているわけですが、ただ現実問題として、あるいはよその在り方を見ていると、町村レベルではなかなか別建てというわけにはいかない現実があります。一緒であることが不具合を生じているということもあまり伺ったことが私はありません。ただ、仕事のありようからすれば、当然先生の講評のようになってしまうのしょうけれども、現実はそのようにしましょうというような簡単な話ではない。町村レベルでの事務局体制の在り方には限界があるということだと思います。

この点について事務局から何かありますか。特段ありませんか。きついのですとか。別に問題、課題として何かあるということではないですよ。

○議会事務局長（川田佑子君） はい。

○委員長（根本謙一君） 私も伺ったことはないのです。

そのようなことで、本来はこうあるべきなのだとことを知っておくということもまた大事なことでと思いますので、そういうところで整理しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしと認めて、結論といたします。

次、第17条に参ります。議会広報広聴の充実のところですが、講評としては、広報モニター規定を設けるべきで、法的根拠を設けて実質的機能を果たすべきではないかということだったと思います。一定程度ここも我々は十分に議論したというふうに私は認識しておりまして、素案を決定したわけです。改めて先生の講評を受けて何かご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私分らないところが1つだけあるのですが、法的根拠を設けてということなのですけれども、法的根拠というと、今の広報モニター規定の法的根拠ということになりますでしょうか。それ例えば何か例あればお願いします。

○委員長（根本謙一君） 私の理解は、この議会基本条例に条項があって、それに基づいて要綱ができています、実施要綱がありますというのが本来の体系のつくり方ですよね。そのことを言っているのだと思います。ですから、そういうことも想定して、一応例として、この素案つくる前の議論としては条項を設けるか設けないかで議論したと思います。そういう意味です。まず、基本条例があって、それで実施要綱だと。基本条例にはないけれども、実施要綱ができていう現実が今ですよね。それをどう整合性取るというところで、先生としてはやっぱりまず基本条例に根拠規定がありますねというところをつくるべきではないかというふうに言われたと、そういうふうに理解していいかと思っています。

○3番（荒川佳一君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） ほかに。

実際は広報モニターの仕組みは十分に実質的機能は果たしているという現実があります。これは、広報広聴常任委員会委員長をはじめ皆さんの努力によってこれが機能されているということは、我々目の当たりにしているわけですので、そこは機能している部分は問題ないのですけれども、基本条例の中にこのモニター規定がないというところで先生は言われたのだらうと思います。よその基本条例見ても載っているところと載っていないところもあります、これは実際は。文章の中でここに包含されているかなというところも深く読み解いてもいいのかなというところありますけれども、もっと分かりやすく、明らかに条文化されているということをつくるべきではないですかというところだと思います。私はそのように受け止めていました。

皆さんからまたいろいろなお意見あれば。どうですか。

星委員。

○8番（星 次君） 先生は法的根拠を設けて機能を果たすべきだというふうに指導しているのですが、うちのほうはここには、条文にはないのですが、第17条にはないのですが、十分にここになくてもこの趣旨としては第17条で読み取ることができて、それで広報のモニターの設置要綱にはきめ細かく果たすべき役割もなっているので、私は指導あったものの、このままの条文でよろしいかなというふうに思っております。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） この先生の言葉で一番重要なところは、実質的機能を果たすべきというところなので、本町の場合は広報モニターが機能を果たしているということであれば、今のままで問題ないと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、本町議会は一定程度議論しておりますので、最終的にはこういうことでいわゆる基本条例の中には広報モニターという規定はつくられていませんけれども、要綱で実質的に機能しているということでよいという結論を素案作成時に結論としております。先生の講評は講評として、ただそういうことのつくり方なのですよということは皆さん理解されていると思うので、今後にこういうつくり方としてはあるべき姿はこうなのですよということは知っておく必要があると思いますので、それを知ることだけでもこの先生の問題提起は有意だったかなというふうに思います。今ほどの皆さんのご意見からすれば、素案のままでいいということで行きたいと思います。整理したいと思います。いかがでしょうか。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、異議なしと認めます。そのように決定します。

次に参ります。第18条です。議員の政治倫理のところで、議会の基本原則として条例で示していくハラスメント等を書き込む検討をしてはどうか、ハラスメント審査会委員は第三者にすべきであるという講評でした。先生の説明は皆さんも聞かれていたので、言わんとするところは理解されているかと思いますが、我々素案つくる段階での議論で、いわゆる予算化の問題、それから審査委員の選任問題、これが町レベルではなかなか厳しいものがあるというところで、常設は当然する必要はないのですけれども、なかなか難しい問題がある。よその事例を参考にした場合に、議会の中で委員会を活用して審査しているという事例を見たことによって、一番ふさわしい議会運営委員会で審査するという結論に至ったというふうに理解しております。私もそれが一番望ましい形かなというふうに思って、取り組みやすい、それから先生が心配した点は、そこで懸念を持った点は、どうしても議員同士だと遠慮とか、それからその後の議員活動の中で不具合も想定されるやの話だったかと思います。これも分からなくはないのですけれども、我々こういう議員という重い立場、公平、公正、それから議員を外れたところでの人間関係は、それはそれとして、議員として仕事をする場合に私情が全く関

与しないということはないでしょうけれども、しっかり議員という重い責任を持った立場において審査していくわけですので、そこは私は議員各位を信じて、審査委員として任に当たってもらおうということできれいに、ちょっときれいごとかもしれませんが、整理していいのかなというふうに思っていました。確かに市レベルになりますと、第三者委員会をつくって審査しているというところもあるにはありますけれども、我々の結論としては議会運営委員会というふうにしたことで、素案のつくりを置いたわけです。

ご意見あれば伺いたいと思います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 第18条の第1項にもありますとおりに、別に条例で定めるということで、会津美里町議会ハラスメント防止条例でしっかり条例化されておりますので、このままで私はいいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

確かに、ほかの事案でもそうですけれども、別に定めるというふうにしていないところもあったのですけれども、今般こういうことで、荒川委員が言われたことも確かにロジック的には説明つくなどというふうには思っております。

ご意見あれば伺いたいと思います。ありませんか。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） これも既にここの場で話し合いをしてきた内容だと思います。その上で町レベルで第三者委員会を立ち上げるというのは、費用的な面も含めて現実的ではないと考えます。

○委員長（根本謙一君） ほかになければ、結論的にはこの素案のままでいくということで結論したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、異議なしということで決定したいと思います。

次に参ります。資料を見ますと、ここに黒線でちょっと仕切り線がありまして、区別化しているところがございます。といいますのは、これは委員以外の議員から問題提起された部分です。第8条のところですが、法第96条第2項の議決事件のところ。地方自治法の一部を改正する法律、平成23年法律第35号が平成23年8月1日に施行され、基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止された。よって、基本条例第8条第1項第1号の基本構想の文言を削除すべきではないかという提案でした。

このことについて町の総合計画を当然確認しなければなりませんけれども、この件について事務局で一定程度調べておいていただきましたので、説明をしていただければと思います。

では、小林次長、お願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 結論から申し上げますと、削除せずに残しておくというふうになります。総合計画の現状といたしまして、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及

び議会議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねると、市町村独自の判断に委ねられるということになりました。当町におきましては、基本構想のところ3層構造になっておりまして、基本構想、基本計画、実施計画といった、そういった3層構造になっております。当町では基本構想という言葉を使ってやっておりますので、このまま議決条件のほうにも残しておくということが正しいということとであります。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今の説明でご理解いただけましたでしょうか。第4次もこの基本構想という文言を使って3層構造で総合計画をつくっているという現実がありますので、その自治体独自の判断で使っても使わなくてもいいのだという判断をしていいということだと思います。ですから、委員以外の議員から出たこの問題提起は、そういう説明でご理解をいただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、異議なしとしたいと思います。しかるべき機会に当然全協での説明の中でご理解いただけるように説明したいと思います。それでよろしいですね。そのように決定いたしました。

以上をもちまして高沖先生からの講評を受けての検討は全部終了いたしました。結果、修正するところは一件もなかったということで確認をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしと認めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に参ります。案件の2です。講評後に依頼した質問事項の回答について、資料2お手元にあるかと思います。これを御覧になってください。基本的にはこれ見ていただければ一定程度理解できることだと思います。これ読まれていませんでしたか。今読まれています。読んでいただければ分かるかなと。今後の活用に生かしていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。この中身について何かご意見、質問あれば。

質問1は、本町議会基本条例第4章、討論の拡大について。2問目は、ハラスメント……第三者委員会の設置について問題意識を問われたのですね。3番目は、政務活動費についてですよね。4番目が政治倫理について。今後の活動の中で、あるいは議会改革推進会議等の中で生かしていける先生の回答だったかなというふうに受け止めたいと思います。

意見か確認か何かありましたら受けたいと思いますが、いかがですか。ありませんか。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） これ確認なのですが、これを質問1から質問4まであるのですけれども、それを確認して、何かその感想を言えればいいのですか、それとも何が分からないとか何かの質問をす

ればよろしいのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） これはどういうことなのだねとか、なるほどと、理解が深まりましたとかあるかと思います。感想でもいいし。ただ、あそこで出なかった質問の中身なので、皆さん聞いていないのです。後から出された質問に対しての回答をいただいた、その内容ですので、全員で聞いていないということからこれを出しました。

○3番（荒川佳一君） 趣旨分かりました。

○委員長（根本謙一君） では、なければこの件については終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、2番目については終わりたいと思います。

次に、3番目、今後のスケジュールについてです。この後、一応正副委員長、事務局でスケジュールを協議しました、今後の。日程どおりなかなか厳しい中でこのようにしましたけれども、今日のこの会議で条例素案の修正が一件もなかったということで、この素案がイコール改正案として整理されることになります。そういうことになることはご理解いただけますよね。ですから、今、今後のスケジュールのところ見てもらいますと、7月30日水曜日、議会改革推進特別委員会というふうになっております。これは開催するとしたら第17回になるわけですがけれども、これはもしも修正があった場合に再確認するための委員会、最終決定、改正案決定会議を想定してのことでした。今日の今ほどの条例案内容の協議の結果、修正点が一件もなかったということで、この第17回は開かなくても議長には改正案を提出することができるということになります。そういうことを理解していただけますか。分かりますよね。ですから、7月30日の第17回は開催必要ないということになります。これは確認したいと思います。よろしいですね。

その後です。9月会議に改正案上程を想定しておりますので、そのためにはというところで、全員協議会において最終改正案、今回修正がなかったので、以前に全協で説明した内容をそのまま変更ありませんでしたと。ただ、講評いただいた後の協議はこんなことでしたという整理した文書を提示してご理解いただく機会を設ける必要はありますので、それが8月5日、まだ日程確定はしてないですけれども、しかるべき全員協議会で説明すると。そこで了承いただいて、最終的に議長へこれが改正案ですという報告をします。そして、8月12日に議会運営委員会に提出して、議案として認めていただくという段取りになります。ですから、この全員協議会の日程取りが、今ちょっといろいろ立て込んでいる中で、事務局もなかなか頭を悩ませているところです。現段階で言えることは、局長、日程取り、どうでしょう。

○議会事務局長（川田佑子君） 今のところ事務局として考えておりますのは、その前になのですが、こちらの全員協議会の開催を8月12日の9月会議の第1回目の議運の前に行うのか、それとも8月25日に予定されている第2回目の議運の前まででいいのかというところの整理をまずお願いしたいと

思います。

○委員長（根本謙一君） つまり今の局長の話は、修正がないわけですので、議運へ上げる前の全協での説明は不必要になるのではないかということです。ですから、9月会議に向けての最終全員協議会が日程として上がっている8月25日、この場でもいいのではないかという話です。私の前段の説明がちょっと足りなかった点はあるのですけれども。ですから、議会運営委員会8月12日前の全員協議会のことがここに、このレジュメに上げてありますけれども、これを8月25日、9月会議に向けての全員協議会での説明でよろしいのではないのかということです。

副委員長、どうぞ。

○8番（星 次君） 私は、今川田局長が言ったとおり、修正が今日ありませんでしたので、前の全員協議会で原案として示したとおりの変更なしということなので、8月12日の議会運営委員会の議案として議会の最終日に上程しますよというふうな確認でありますので、8月25日の全員協議会で間に合うというふうな理解していますので、8月の、空欄になっていますが、全員協議会、これは開催しなくてもいいのではないかというふうに考えています。

○委員長（根本謙一君） 星委員からはこういう意見がありました。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） そうしますと、これ議長への提出ということは25日以降になりますか。その確認だけ。

○委員長（根本謙一君） 休憩します。

休 憩 （午前11時22分）

再 開 （午前11時27分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

失礼しました。長くお待たせしました。修正するつもりがありましたので、修正するのではないかな、修正されることを想定していたので、いろいろ思い至らない部分がありまして、ちょっとばたばたしております。実は修正がなかったことによって、全協での説明をどうするかというところが本当にちょっと悩ましいところがありました。いずれにしても、議長への報告はすぐにでもできることになりましたけれども、いわゆる議運に議案として上げていく前に、全員協議会において議員全員のご理解、了承をいただく段取りはつくらなければならない。いろいろ今事務局と協議したことで、実はまだ議運にも諮っていない、想定なのですから、8月13日に8月会議を開かれる想定が今執行部のほうとの中で出てきております。8月13日に開かれると言うことはできません。それが想定されていますので、しかるべきタイミングの全協となると、その日程の中でかなというところで今のところ責任ある言い方はできるかなというふうに思っておりますので、あとは議運で決定し次第、その日程の中で全員協議会を開いていただいて、最終的にこの改正案の変更、修正なかった点、それから協議

内容について説明するという機会としたいと思うというところでご理解いただきたいと思うわけです。いかがでしょうか。荒川委員のおっしゃるとおり、そのとおりなのです。

○3番（荒川佳一君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） 皆さん、ご理解いただきましたでしょうか。ありがとうございます。

それでは、もう一つといいますか、あと付け加えておかなければならないことが今私の頭に浮かびました。といいますのは、議長への報告のことですけれども、いわゆる素案として皆さんに見ていた中身が今回の協議で修正なく改正案として議長に報告するということは申し上げました。そのほかにいろいろ検討事項、今後のことを踏まえて検討の中身を議長に申し送り事項として、新しい議会に向けてでもありますけれども、一応報告事項として相当な項目が上がってきます。その最終決定は9月会議後に、現時点で言いますと、第17回の特別委員会を開いて、議長への報告事項を整理したいというふうに思っています。当然案として正副議長、事務局にお手伝いいただいて整理したものを皆さんに見ていただくということになるかと思えますけれども、今そんなふうに考えております。ただ、日程取りはいつ頃だということまでいきません。ただ、9月会議終わった以降しかるべき時期、10月に入りますと、当然皆さんご存じのように、一般選挙控えての時期に入りますから、のんびりとは構えておられませんけれども、あんまり窮屈にならないところでそのことは完結を見たいというふうに考えておりますので、ご理解いただければありがたいです。

このことについても皆さんご意見何かあれば。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、今日の案件の全部は終了したことになります。よろしいですね。案件の協議は全部終了しました。

それでは次に、4番、その他ですけれども、何かあればお受けしたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 事務局、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、その他で皆さんからご意見がなければ、議長に長い時間オブザーバーとして出席いただいております。実質的に最終、詰めの整理を終えたわけですので、ここで改めて議長からご意見、ご感想をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 皆さん、長時間にわたり大変お疲れさまでした。今回で第16回ということで、本当に長い間熟議を重ねておられる姿を拝見しまして、大変うれしく思います。今回高沖先生の講評を受けての検討ということですが、結果的には修正はなかったということなのですが、これもやはり今まで聞いていて思いますが、今までしっかりと議論しておりましたので、納得のいく結果で、修正もなかったのかなというところもあります。もちろん高沖先生の話の中でいろん

な面について気づかされたこともありますので、これは今後の議員活動にもつながるかと思いますので、もちろん実のあるものだったとは思いますが。

そして、今後のスケジュールについての部分で、今回修正がなかったということで、このまま改正案になるということなので、7月30日に特別委員会開催予定だったのですが、これがなくなったということなのでは、こちらちょうど私両沼議長会のほうで行政視察に行く予定だったものですから、ちょうど私も参加できなかった時期なので、それはよかったのかなと思うのですが、その後の全員協議会、議会運営委員会で最終的に上程へとつなげていくということで、私もしっかりと対応していきたいと思っております。

また、申し送り事項、たくさん今まで聞いていてある部分であります。これにつきましても、9月会議後ですか、にまた議会改革推進特別委員会開いて、そこを詰めてもらえるということなので、私もこの申し送り事項、次期の改選後の議長にしっかりと引き継いでいかなくてはならないなと思っておりますので、ここもしっかりとまとめていただきたいと思います。

あと1つ気になったのが、(2)の講評後に依頼した質問事項の回答についての質問の1の部分で議員間討議の話がありまして、こちら奥州市議会のほうで議員間討議のガイドラインをつくっているということで、これを基に議員全員で勉強することから始めたいかがですかというような回答だったということなのでは、こちら改選後にこういった勉強会もぜひ開いていくべきだなと思っております。

様々な課題これからはまだまだ山積しておりますけれども、しっかりと今回できることは解決して、次に引き継ぐことはしっかりと引き継げるように努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○委員長（根本謙一君） 議長、ありがとうございます。ご丁寧な、現時点において、今までずっとご一緒していただいて、その都度その都度適切なご意見いただいてまいりました。すばらしい時間を共有できたというふうに私も皆さんに感謝の念を表明しつつ今日の会議を閉じたいと思います。本当にありがとうございました。おかげさまでございます。

では、事務局に進行をお返しします。

○議会事務局長（川田佑子君） では、5、閉会。

副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 皆様には9時半というような集合時間で今まで慎重に意見をいただきまして、本当にありがとうございました。今ほど委員長からも話ありましたが、条文の変更もなかったということは非常に皆様のご理解もあったのかなというふうに思います。また、議長には第1回から全て公務多忙の中毎回出席いただきまして、ご助言を賜りましたことに厚く御礼申し上げたいと思います。

以上をもちまして第16回の議会改革推進特別委員会を終了いたします。今日のご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時39分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年7月25日

委 員 長 根 本 謙 一

書 記 小 林 一 成